

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

銚田市監査委員

令和6年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項及び第7項に規定する監査

2 監査の対象

対象団体 公益財団法人 銚田市健康づくり財団
 一般社団法人 銚田市観光物産協会

3 監査実施日

令和7年1月24日及び令和7年2月10日

4 監査実施内容

財政援助団体等の事業内容、出納、その他財務事務の執行及び施設運営の適否について、監査を実施した。

監査にあたっては、提出された資料及び関係帳票を検査し、必要に応じて関係職員より事情を聴取する等監査手続を実施した。

5 監査書類

○公益財団法人 銚田市健康づくり財団

- ・ 令和6年度事業計画書
- ・ 令和6年度収支予算書
- ・ 令和5年度事業報告書
- ・ 令和5年度決算報告書
- ・ 施設利用者数・利用料等集計表
- ・ 契約関係書類
- ・ 出納関係帳簿

○一般社団法人 銚田市観光物産協会

- ・ 令和6年度事業計画書
- ・ 令和6年度収支予算書
- ・ 令和5年度事業報告書
- ・ 令和5年度決算書
- ・ 契約関係書類
- ・ 出納関係帳簿

6 監査結果

監査対象となった予算及び事務事業の執行については、いずれの団体も概ね適正に事務が執行されていると認められた。

7 総括意見

公益財団法人 銚田市健康づくり財団については、ほっとパーク銚田を対象に適正に経営が行われているかについて監査を行い、伝票、契約書、通帳等諸帳簿の検査を行ったところ、適切に処理がされていた。また、令和5年6月の大雨災害により被害を受けた施設については、令和6年12月に再開されたが、再開にあたって実施された大規模修繕について、現地を確認し工事の施工状況について確認した。今後も、同様の災害発生に備えることが必要であることから、適正な施設管理に努めていただきたい。

一般社団法人 銚田市観光物産協会については、事業の活動実績及び補助金の運用について監査を行い、適正に運営がされていることを確認したが、一部諸帳簿の管理に軽微な不備が確認できたため指導した。今後、運営にあたっては、業務の拡大について検討しながら、早期自立に向けて業務を遂行されたい。

以上